

第6回

知財担当者が知っておきたい企業法務 企業担当者が知っておきたい知財法務

民事上の手続と知的財産法

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

第三者による自社の知的財産権侵害や機密情報の不正な使用が確認された場合には、通常、任意の交渉を行い、交渉によって解決が得られない場合に、民事訴訟の提起を検討することになる。民事訴訟法や関連する裁判例において、訴訟の中で提出が必要となる主張や証拠に関しては議論の整理がされてきた。民事訴訟においても、その主張に用いる情報の管理が必要となる場面が存在するところ、知的財産権と民事訴訟に関する議論が交錯する場面が存在してきた。

○ 知財担当者の疑問

当社の機密情報に関する漏洩について、法的措置を講じようと考えていますが、不正競争防止法上の請求をする際、訴訟の中で、当社の機密情報がどのようなものであるか、主張立証をしないといけないとすると、訴訟資料が公開されてしまい、当社の情報が訴訟資料の閲覧を通じて誰でも見られる状態にならないでしょうか。どのような手続で何を主張すれば、このような事態を回避できるのでしょうか。

また知的財産紛争では、民事訴訟の提起の他に、民事保全法上の仮処分手続が用いられる場面も多く見られる。民事保全法においても、民事訴訟と同様に論点や要件の整理が図られてきたところ、物品の廃棄や情報の消去を請求することが行われる知的財産訴訟の性質や、知的財産訴訟の多様性を踏まえた対応が必要となる。

○ 法務担当者の疑問

当社の医薬品に用いられている特許権を侵害している他社の医薬品に対して特許権の行使として行うことができる民事保全法上の対応を行おうとする際には、どのような点に注意をして、どのような主張をすればよいのでしょうか。

以下では、民事手続において知的財産権が行使される場面において知的財産権が有する特徴や特殊性について近時の裁判例を踏まえて、概観・検討する。